

## 京都府少子化対策基本計画について

### I 策定の考え方

京都府少子化対策条例に基づき、少子化対策を総合的かつ計画的に推進するため策定

#### <計画事項>

▶ 今後推進すべき少子化対策の内容

- ①結婚から子育てまでの各段階に応じた支援に関する施策
- ②少子化に関する教育及び学習の機会の提供並びに府民の気運の醸成に関する施策

▶ 数値目標の設定

#### <計画期間>

平成 29 年度から平成 31 年度の 3 年間

### II 計画の項目案

別紙のとおり